

# 熊本県公報

号外 第15号の3  
平成18年3月23日(木)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1

## 規 則

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月23日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第10号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則(昭和27年熊本県規則第51号)の一部を次のように改正する。

- 題名及び第1条中「徴収」を「賦課徴収」に改める。
- 第2条中「第3条第1項の」を「第4条第1項の規則で定める」に改める。
- 第3条中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

